

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十一月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十一号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（役員の就任の届出等）</p> <p>第六条 組合は、役員の就任、退任又は異動があつたときは、その日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した届出書を を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 組合の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 役員の就任があつた場合にあっては、氏名、年齢、住所、経歴及び組合員又は准組合員の別</p> <p>三・四 略</p> <p>（定款の変更の認可の申請）</p> <p>第九条 法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により定款の変更の認可（次項及び第三項に係るものを除く。）を受けようとする組合は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 当該変更を決議した総会の議事録の謄本</p> <p>2 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可（法第十七</p>	<p>（役員の就任の届出等）</p> <p>第六条 組合は、役員の就任又は退任 があつたときは、その日から二週間以内に、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる事項を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一 役員の就任があつた場合にあっては、氏名、年齢、住所、経歴及び正役員又は准役員 の別</p> <p>二・三 略</p> <p>（定款の変更の認可の申請）</p> <p>第九条 法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により定款の変更の認可（次項及び第三項に係るものを除く。）を受けようとする組合は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本</p> <p>2 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可（法第十七</p>
---	--

条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするためのものに限る。)を受けようとする漁業協同組合は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 三 略

四 当該変更を決議した総会の議事録の謄本

五 七 略

3 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(出資一口の金額の減少のためのものに限る。)を受けようとする出資組合(組合員に出資をさせる組合をいう。以下同じ。)は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 三 略

四 当該変更を決議した総会の議事録の謄本

五 法第五十三条第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による公告に係る計算書類

六 法第五十三条第二項
の規定による公告の写し及び同項
の規定による催告の内容を記載した書面

七 法第五十四条第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たこと又は法第五十四条第二項ただし書(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)

第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)

条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするためのものに限る。)を受けようとする漁業協同組合は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 三 略

四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本

五 六 略

3 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(出資一口の金額の減少のためのものに限る。)を受けようとする出資組合(組合員に出資をさせる組合をいう。以下同じ。)は、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 三 略

四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本

五 法第五十三条第一項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による公告の写し及び法第五十三条第二項の規定による催告の内容を記載した書面

六 法第五十三条第二項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による公告の写し及び法第五十三条第二項の規定による催告の内容を記載した書面

七 法第五十四条第二項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たこと又は法第五十四条第二項ただし書(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)

に規定する債権者を害するおそれがないことを証する書面

(定款の変更の届出)

第十条 略

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〜三 略

四 当該変更を 決議した総会の議事録の謄本

(解散の届出)

第十三条 法第六十八条第四項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、第八十五条の四第二項(同条第一項の事由に該当する場合を除く。)、又は第九十一条第四項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出は、
名称及び主たる事務
所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一〜四 略

五 組合の登記事項証明書(破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)

六 総会の決議による解散の場合にあっては、当該総会の議事録の謄本

七 略

2 法第六十八条第六項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、第八十五条の四第二項(同条第一項の事由に該当する場合に限る。)、又は第九十一条第六項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

に規定する債権者を害するおそれがないことを証する書面

(定款の変更の届出)

第十条 略

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〜三 略

四 当該変更を議決又は決議した総会の議事録の謄本

(破産手続開始の決定による解散の届出等)

第十三条 組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。)、又は第九十一条第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、その日から二週間以内に名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一〜四 略

五 組合の登記事項証明書

六 略

- 一 理由書
- 二 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- 三 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 四 組合の登記事項証明書

(解散の決議の認可の申請)

第十四条 法第六十八条第二項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散の決議の認可を受けようとする組合は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 略
- 二 解散を決議した総会の議事録の謄本
- 三・四 略

(組合の事業を廃止していない旨の届出)

(漁業生産組合の総会の決議等による解散の届出)

第十三条の二 法第八十五条の四第二項（同条第一項の事由に該当する場合を除く。）の規定による解散の届出は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第一号から第五号までに掲げる書類
- 二 総会の決議による解散の場合にあつては、当該総会の議事録の謄本
- 三 破産手続開始の決定による解散の場合にあつては、当該決定を証する書面の写し

(解散の決議の認可の申請)

第十四条 法第六十八条第二項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散の決議の認可を受けようとする組合は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 略
- 二 解散を議決した総会の議事録の謄本
- 三・四 略

(組合員の減少による解散の届出)

第十五条 省令第二百九条の三第一項の書面には、事業活動の状況が記載された書面を添えなければならない。

(組合の継続の届出)

第十五条の二 省令第二百九条の四に規定する届出書には、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(合併の認可の申請)

第十六条 法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を受けようとする組合

（合併によって組合を設立する場合にあつては、設立委員）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 略

二 合併を決議した総会の議事録の謄本

第十五条 法第六十八条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条の四第二項（同条第一項の事由に該当する場合に限る。）、又は第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面

三 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

四 組合の登記事項証明書

(合併の認可の申請)

第十六条 法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を受けようとする組合（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号及び第九十七条第一項第二号の事業を行う組合を除く。）（合併によって組合を設立する場合にあつては、設立委員）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 略

二 合併を議決した総会の議事録の謄本

三 略

四 法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項の規定による公告に係る財産目録又は計算書類

五

法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項又は第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

六・七 略

（漁業生産組合の組織変更の届出）

第十六条の三 法第八十六条の十の規定による組織変更の届出は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に、省令第二百十六条の二の五に規定する書類を添えて行うものとする。

（権利義務の承継の認可の申請）

第十七条 法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第六十九条第二項の規定により権利義務の承継の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 略

二 権利義務の承継を決議した総会の議事録の謄本

三 略

（清算終了の届出）

第十八条 解散した組合の清算人は、当該組合の清算が終了したと

三 略

四 法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 出資組合にあつては、法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項又は第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

六・七 略

（漁業生産組合の組織変更の届出）

第十六条の三 法第八十六条の九の規定による組織変更の届出は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に、省令第二百十六条の二の五に規定する書類を添えて行うものとする。

（権利義務の承継の認可の申請）

第十七条 法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第六十九条第二項の規定により権利義務の承継の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 略

二 権利義務の承継を議決した総会の議事録の謄本

三 略

（清算終了の届出）

第十八条 解散した組合の清算人は、当該組合の清算が終了したと

きは、遅滞なく、清算人全員の氏名及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一・二 略

三 組合の登記事項証明書

(登記に関する届出)

第十九条 組合は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

第二条から第八条までの規定による登記をしたときは、その日から二週間以内に、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に登記事項証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(決議の取消しの請求等)

第二十二条 法第二百五条第一項の規定により決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員は、次に掲げる事項を記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した請求書を知事に提出しなければならない。

一・五 略

2 略

別記様式 身分証明書 (第21条関係)

(表面) 略

(裏面)

水産業協同組合法抜粋

(業務又は会計状況の検査)

第123条 略

2 略

3 行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第12号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、

きは、その日から二週間以内に、清算人全員の氏名及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一・二 略

三 登記事項証明書

(登記に関する届出)

第十九条 組合は、法第百一条から第百七条まで

の規定による登記をしたときは、その日から二週間以内に、名称及び主たる事務所の所在地を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に登記事項証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(議決の取消しの請求等)

第二十二条 法第二百五条第一項の規定により議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員は、次に掲げる事項を記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した請求書を知事に提出しなければならない。

一・五 略

2 略

別記様式 身分証明書 (第21条関係)

(表面) 略

(裏面)

水産業協同組合法抜粋

(業務又は会計状況の検査)

第123条 略

2 略

3 行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、

<p>第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、<u>組合員に出資をさせる組合</u>（第130条第1項第40号において「<u>出資組合</u>」という。）（<u>漁業生産組合</u>を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>水産業協同組合法施行細則</p> <p>略</p>	<p>第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、<u>出資組合</u>（<u>漁業生産組合</u>を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>水産業協同組合法施行細則</p> <p>略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。